

平成 2 1 年度 歯科保健事業

1 歯科保健推進事業

【目的】

改訂宮城県歯科保健構想を推進するための各種事業を実施するもの。

【事業内容】

(1) 歯科保健推進協議会の開催

宮城県歯科保健構想の具体的展開を図り、県民一人ひとりの健康状態やライフステージに対応した歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な施策に関する事項について検討するために設置。

(2) 地域歯科保健推進事業

歯つらつファミリーコンクールにおける知事表彰の提供等の歯科保健普及関係事業。

2 8020運動推進特別事業（国庫10/10：5，685千円）

【目的】

県民一人ひとりがその健康状態やライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりができるよう、支援体制の整備・充実を図り、住民参加型による「みやぎ8020運動」の普及定着を図る。

【事業内容】

(1) 乳幼児歯科保健対策事業

- ① 乳幼児歯科保健推進者養成研修（東北大学大学院歯学研究科に委託）
- ② 乳幼児食生活実態調査（東北大学大学院歯学研究科に委託）
- ③ おやこ歯みがき教室（ママズカフェ・宮城県歯科衛生士会に委託）

(2) 学校歯科保健連携推進事業（宮城県歯科医師会に委託）

- ① 児童生徒を対象にした体験学習
- ② 学校歯科保健推進者養成講習会

(3) みやぎ8020運動推進事業（⑤⑥を除き宮城県歯科医師会に委託）

- ① お口の健康相談
- ② 県民公開講座
- ③ 歯科保健推進員養成講座
- ④ 要介護者の口腔ケア研修会
- ⑤ みやぎ8020推進検討会
- ⑥ 歯科保健推進アドバイザー

3 歯科保健対策総合強化事業（6，585千円うち国庫4，185千円）

(1) 乳幼児フッ化物集団塗布モデル事業

【目的】

3歳児の一人平均むし歯数とむし歯罹患率が全国ワーストとなっている状況を一刻も早く改善するために、フッ化物の塗布の実施と併せて歯みがき・食生活指導を実施することにより、う蝕の防止を図る。

○実施主体・・・県保健所（市町村健診と共催）

○実施対象市町村

フッ化物塗布未実施の市町村 6～8市町村程度（松島町は内定 その他は勸奨中）

○実施期間

平成21年度から平成22年度の2カ年間

(2) 地域歯科保健体制推進整備事業

【目的】

後期高齢者や障害者など移動困難で、地域において歯科保健サービスを受けにくい住民の増加に対応するため、各地区歯科医師会単位に往診用歯科携帯ユニットを整備し、地域における訪問検診・診療体制の構築及びの災害時や緊急時の往診体制充実を図るもの。

○実施主体・・・地区歯科医師会（1／2補助）

○実施期間

平成19年度から平成21年度

○補助予定事業者

- ・角田歯科医師会
- ・柴田郡歯科医師会
- ・社団法人 石巻歯科医師会

歯科保健推進アドバイザーの設置

1 設置の目的

歯科保健対策の実施にあたり、特定の事項に関し、必要に応じて、専門的な見地から指導・助言を得ることにより、事業実施の円滑化と実効性を確保し、以て、本県歯科保健水準の向上を図る。

2 所掌事務

- ① 特定項目に係る事業実施上の指導・助言
- ② 大学、歯科医師会等の関係機関との調整に関する指導・助言
- ③ 市町村指導等に関し必要な事項の指導・助言
- ④ その他歯科保健対策の具体的推進にあたり必要と認められる事項

3 メンバー構成等

人員：5人以内。

資質：歯科保健対策に関して、十分な経験と識見を有する者

選任：宮城県保健福祉部長が指名

構成：東北大学、歯科医師会等の関係機関における有識者を想定

4 任期

1年（ただし、再任を認める。）

5 設置の始期

平成21年6月（国庫内示予定の時期）

6 設置及び運営に要する経費

財源：国庫補助（8020運動推進特別事業）（10／10）

経費：アドバイザーの報酬及び実費弁償（報償費、旅費）

（参考）当面の特定事項の例

* 乳幼児歯科保健（フッ化物塗布の推進強化）

* 歯周疾患（検診未実施市町村の解消）等